

岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針

本市は、平成 23 年 3 月に岡崎市森林整備ビジョンを策定し、特に人工林の間伐などの森林整備や市産材の利用を促進している。

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、愛知県が策定した木材利用促進に関する基本計画（令和 4 年 4 月 1 日策定）に即して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 1 この方針は、多くの市民が身近に接する建築物等において、市産材を積極的に利用した木造化又は木質化を推進することにより、市民に暖かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間を提供するとともに、木材の利用拡大による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等や林業及び木材産業の振興並びに森林の持つ多面的機能の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「市産材」とは、岡崎市内の森林を伐採し、加工した証明がされた木材及びその木材を加工したものであることが確認できた木製品をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、はり、壁、けた等をいう。）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等構造耐力上主要な部分以外に木材を使用することをいう。
- (4) 「公共建築物」とは、法第 2 条第 2 項各号に掲げる建築物のうち、市が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ施設、社会教育施設、庁舎等公用又は公共用に供する建築物をいう。
- (5) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する公共土木工事をいう。

（市の責務の基本的事項）

第 3 市は、自ら率先してその整備する公共建築物において市産材の利用に努めるものとし、建築物の利用者が木材利用の意義を理解できるよう啓発に努めるものとする。

2 公共建築物以外の建築物については、木造化及び木質化が促進されるよう働きかけるものとする。

(PR及び普及)

第4 木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日(10月8日)及び木材利用促進月間(10月)を中心に木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及活動を行う。

(建築物木材利用促進協定制度)

第5 事業者等から、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものかを確認のうえ、対応する。

2 建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さらに、協定の取組を促進するため協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

(公共建築物における木材の利用の目標)

第6 公共建築物の建築に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の法令、施設の設置基準等の制限により、木造化をすることが困難な施設を除き、原則として木造化を図るものとする。

2 木造化が困難な施設又は改修を行う施設については、積極的に内装の木質化を図るものとする。

3 木造化又は木質化に当たって使用する木材は、市産材を利用することに努めるものとする。

4 市産材の利用の目標は、10年間で1,000 m³とする。

(市が発注する土木工事及び備品等の木材利用)

第7 市施工土木工事においては、市産材を利用することに努めるものとする。

2 備品や消耗品の購入については、木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(公共建築物の整備における木材の供給体制)

第8 市は、公共建築物の整備について、林業、製材業等の関係団体と連携し、木材の安定した供給が確保されるよう努めるものとする。

2 市産材の供給にあたっては、市産材調達管理基金を活用するものとする。

(その他木材利用の促進に必要な事項)

第9 公共建築物の設計に当たっては、維持管理コストの低減を図るものとし、

その計画、設計等の段階から、建設コストのほか、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分留意するものとする。

附 則

この方針は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 第 6 第 4 項の期間については、施行日から令和 15 年 3 月 31 日までとし、以降、特段の理由がない限り自動的に更新されるものとする。

岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針の運用

この運用は、岡崎市の建築物等の木材利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の具体的な事項を定めるものである。

1 市の責務の基本的事項【方針第3】

- (1) 木材の利用については、市産材の使用に努めるものとし、市産材の入手が困難な場合は、県産材・国産材・輸入木材の順位とする。
- (2) 市産材とは、次のいずれかをいう。
 - ア 愛知県産材認証機構認証制度による「あいち認証材」のうち、納品伝票の写し等により市内の産出が証明された木材
 - イ 伐採届等により市内の産出が確認された木材
 - ウ ア又はイのどちらかで規定した木材を加工したことが確認できる木製品

2 公共建築物における木材利用の目標【方針第6】

- (1) 法令、施設の設置基準などの制限とは、①建築基準法等の法令の規定により木材が使用できない場合、②整備する公共建築物の性格、目的及び立地並びに構造及び部材に要求される性能、耐久性等により、木材の使用が適当でないと認められる場合、③木造化することによりライフサイクルコストが著しく高額になる場合、④その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合などである。
- (2) 木造化を推進するため、国等の補助事業の積極的な活用に努める。
- (3) 建築物の木造化又は木質化については、公共建築物木造化検討委員会に諮り、決定することとする。

3 市が発注する土木工事等の木材利用について【方針第7】

- (1) 市施工土木工事における木材利用については、法留め、木柵、階段、側溝保護、ベンチ、四阿、工事案内板等に市産材をできる限り利用する。
- (2) 備品、消耗品等の購入については、岡崎市グリーン購入調達指針に基づき、庁舎及び小・中学校の机、椅子等の備品・消耗品等に木材を利用するよう努める。（なお、調達品に使用されている木材の産地証明は、必要としない。）

4 木材の供給体制について【方針第8】

市産材調達管理基金の活用にあたっては、岡崎市市産材調達管理基金条例、岡崎市市産材調達管理基金条例施行規則及び市産材調達管理基金事務取扱要領に則り、適正な運用をすること。

5 その他公共建築物の設計段階における対応

- (1) 木造化・木質化に係る特記仕様書には、「基本方針に適合すること」と記載すること

と。

- (2) シックハウス等の化学物質に対する病気を防止するため、関係法令、基準等に適合することはもとより、できる限りムク材を使用することとし、建材、塗料及び接着剤の使用並びに換気設備などに十分配慮すること。
- (3) 木材の持つ吸湿性及び断熱性を活かすため、できる限り床板及び壁板に厚みのあるムク材の使用に努める。
- (4) 木造に関する国の官庁営繕基準を参考とすること。
- (5) 市は木材利用の推進のために、材料調達、必要工期、発注方法等検討すべき必要事項について、関係機関及び関係団体等との調整を積極的に行う。
- (6) 市は木材利用の推進のために、必要なライフサイクルコストの検討など統計的資料の作成を行う。

6 啓発活動

- (1) 市は、市民に対して木の良さ及び木材利用の意義について、普及啓発に努める。
- (2) 市は、工事施工業者及び設計業者に対し、基本方針の周知並びに設計及び施工段階においてより多くの木材が利用されるよう啓発に努める。

附 則

この運用は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この運用は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

この運用は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。